

第137号議案

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

第1条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第29条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第29条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.

7 5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(提案理由)

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。